

○みらい平地区に係る就学すべき学校の指定に関する規則改正（想定素案）

1 みらい平地区に係る現行規則

就学すべき学校	児童生徒の住所地
陽光台小学校	陽光台 1 丁目 陽光台 2 丁目 陽光台 3 丁目 陽光台 4 丁目 富士見ヶ丘 1 丁目 富士見ヶ丘 2 丁目 富士見ヶ丘 3 丁目 富士見ヶ丘 4 丁目 紫峰ヶ丘 1 丁目 紫峰ヶ丘 2 丁目 紫峰ヶ丘 3 丁目 紫峰ヶ丘 4 丁目 紫峰ヶ丘 5 丁目
（仮称）富士見ヶ丘小学校	
伊奈中学校	※伊奈・谷和原丘陵部に住所を有する者の中学校については、伊奈中学校又は谷和原中学校を選択し通学することができる。
谷和原中学校	

2 みらい平地区に係る規則改正（案）

就学すべき学校	児童生徒の住所地
陽光台小学校	陽光台 1 丁目 陽光台 2 丁目 陽光台 3 丁目 陽光台 4 丁目 紫峰ヶ丘 1 丁目 紫峰ヶ丘 4 丁目 紫峰ヶ丘 5 丁目
（仮称） 富士見ヶ丘小学校	富士見ヶ丘 1 丁目 富士見ヶ丘 2 丁目 富士見ヶ丘 3 丁目 富士見ヶ丘 4 丁目 紫峰ヶ丘 2 丁目 紫峰ヶ丘 3 丁目
伊奈中学校	陽光台 1 丁目 陽光台 2 丁目 陽光台 3 丁目 陽光台 4 丁目 紫峰ヶ丘 1 丁目 紫峰ヶ丘 4 丁目 紫峰ヶ丘 5 丁目
谷和原中学校	富士見ヶ丘 1 丁目 富士見ヶ丘 2 丁目 富士見ヶ丘 3 丁目 富士見ヶ丘 4 丁目 紫峰ヶ丘 2 丁目 紫峰ヶ丘 3 丁目

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、現につくばみらい市立陽光台小学校に在学する 4 年生、5 年生及び 6 年生の児童、生徒の就学すべき学校は、この規則による改正後の別表に関わらず、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の日の前日において、現に紫峰ヶ丘 1 丁目、4 丁目及び 5 丁目に在住し、つくばみらい市立陽光台小学校に在学する 4 年生及び 5 年生の児童の就学すべき学校は、この規則による改正後の別表に関わらず、（仮称）富士見ヶ丘小学校を選択することができる。

4 前 2 項の規定により、現に就学すべき学校と異なる学校に在籍している兄弟がいる弟妹については、当該兄弟と同じ学校を選択することができる。

5 前 3 項規定により、就学すべき学校と異なる学校を選択し、陽光台小学校を卒業した（見込みを含む。）生徒の就学すべき学校は伊奈中学校、（仮称）富士見ヶ丘小学校を卒業した（見込みを含む。）生徒の就学すべき学校は谷和原中学校を選択することができる。

○つくばみらい市学区外就学の許可基準の改正（想定素案）

1 改正予定内容

つくばみらい市学区外就学許可の基準別表第1 5の項（地理的な理由：あきらかに学区内の学校より学区外の学校が距離的に近く安全である場合）を削除する。

（※又は、対象学年を「小・中学校の全学年」から「小学校の全学年」に変更する。この場合、富士見ヶ丘小学校へ陽光台学区から多くの指定校変更申請が想定される。）

但し、この告示の前において、許可された児童生徒の就学すべき学校は、この規則による改正後の別表に関わらず、なお従前の例による。

2 改正理由

この告示が継続すると、（仮称）富士見ヶ丘小学校、谷和原中学校の施設規模を超える指定校変更の申し立てが予想され、本審議会において想定する学校施設の教育環境を保持することが困難となる恐れがある。

3 特例措置

学区外の小学校の直近を通過し、指定学校に通学する児童、又は、学区外の小学校区の隣接地区に在住する児童で、学区内の小学校より学区外の小学校のほうが、あきらかに近く、かつ、安全に通学できると判断される場合は、つくばみらい市学区外就学許可の基準別表第1 7（その他：特別な事情があると教育委員会が認めた場合）で申し立てすることができる。

教育委員会は、この申し立てにより、教育的配慮が特に必要と認める場合は、就学を希望する学校の施設、設備及び学級の状況を確認し、受入可能な児童数の範囲で許可することができる。

中学校については、通学に自転車を利用していることから、地理的な理由（通学距離）での指定校の変更は認めない。